

第5章

計画の進め方

1 基本的な考え方

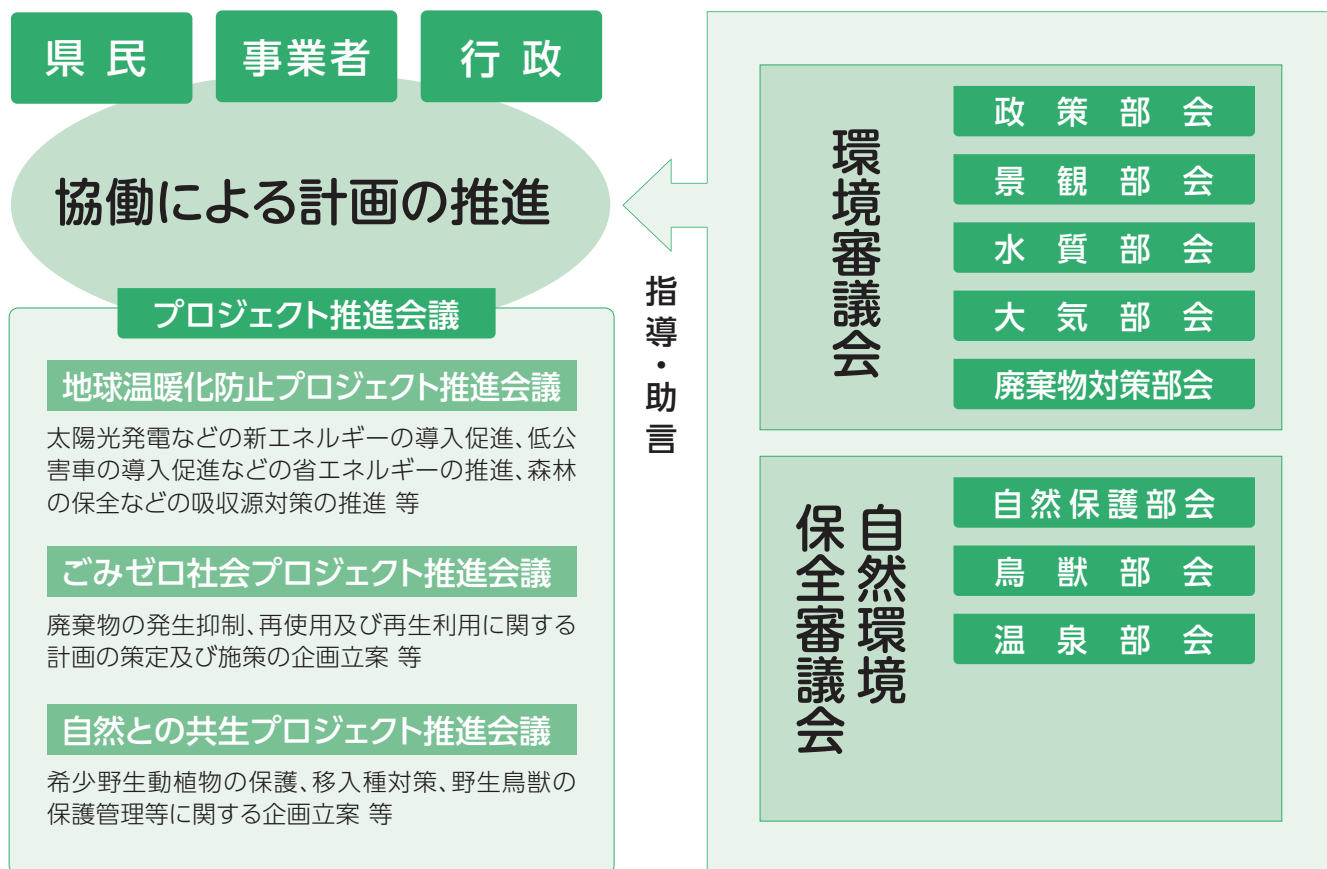
(1) 推進体制

県民、事業者、行政が一体となり、目的や目標だけでなく、成果と課題も共有し、それらの共通認識を持ちながら、協働による計画の推進を行います。そのため、県民、NPOなど各種団体、事業者等に参加いただき意見交換を行う会議を定期的開催するとともに、本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政が特に緊密な連携のもとに取り組むべき地球温暖化防止、ごみゼロ社会づくり、自然との共生などについては、関係者等により構成されるプロジェクト推進会議を中心に、強力な推進を図ります。

また、複雑化、多様化が進んでいる環境問題に対応するため、県庁内に設置した部局横断型組織である環境基本計画推進連絡会議などにおいて、行政のあらゆる分野の施策・事業における、環境への配慮がなされるよう、本計画に掲げる施策全体の進捗を管理するとともに部局間の連携・調整を図りながら、環境関連施策を推進していきます。

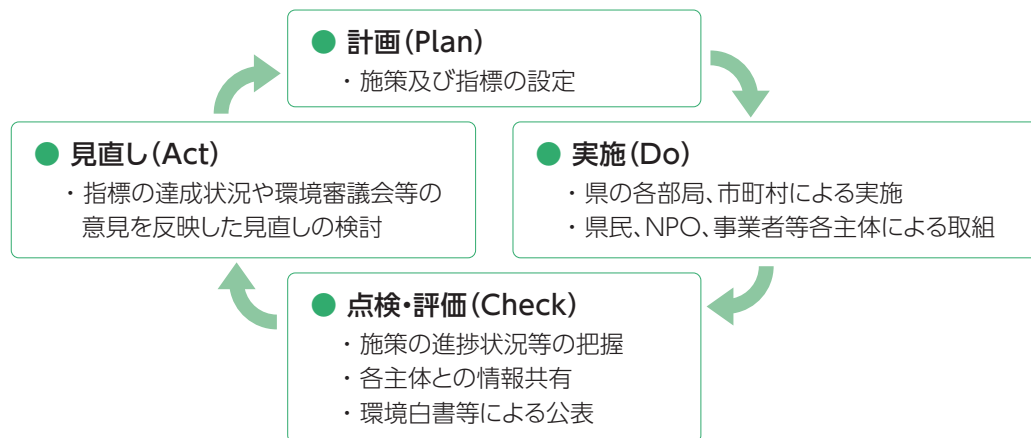
さらに、**岡山県環境審議会***に設置した政策部会において、高度で専門的な立場から、本計画に掲げる施策・事業の進め方や進捗状況等について必要な指導助言をいただきながら、総合的かつ計画的に推進します。

図5-1-1
推進体制



(2) 継続的改善

計画の推進に当たっては、施策の進捗状況や指標の達成状況、環境審議会等からの意見を踏まえ、施策等の見直しをPDCAサイクルにより行い、実効性を確保します。



2 進捗状況等の公表

計画に掲げた各種施策・事業の進捗状況や指標の達成状況などを的確に把握し、その結果を毎年度、岡山県環境白書や県のホームページ等により広く公表します。

公表に当たっては、県の施策の実施状況や成果がよ

り分かりやすく説明され、県民や事業者と行政とのパートナーシップの形成に役立つよう、利用しやすい形に整理するなど内容の充実を図ります。

3 計画の見直し

社会情勢の大きな変化や環境保全に係る新たな課題の発生など、計画の見直し時点で想定されていない事象等に対応する必要があるが生じた場合、あるいは、重点プ

ログラムの目標年次が到来する場合など、適時適切に本計画の見直しを行うこととします。